

公共労速報 No.200

2013年11月21日

公立学校共済組合職員労働組合

TEL 03-3872-6175

産前休暇 8 週間（1 週間延長）を協定 -公共労が粘り強く要求し実現した成果-

公共労は11月20日付で、「産前休暇を8週間とする」ことを協定・調印しました。これにより来年1月1日以降に産休に入る妊婦は産前休暇をこれまでより1週間長い、8週間取得することができるようになり、産前・産後とも8週間の休暇となりました。

産前休暇を1週間延ばして8週間とすることは、公共労がここ数年間、重点要求として理事者に強く実現を迫ってきた要求でした。毎回の団交で粘り強く要求し続けた結果、今回実現させたもので、公共労の団結の力が勝ち取った成果です。今後も、切実な要求を実現していくために、力を合わせてたたかっていきましょう。

特別休暇（産前休暇）に関する協定書

- 1 女子職員の出産に当たり、産前休暇を8週間（多胎妊娠の場合は14週間）とする。
- 2 平成26年1月1日を開始日とする産前休暇から実施する。

以下は、11月7日に協定した12月期一時金に関する協定書です。一時金は「期末手当」と「勤勉手当」を合わせたものが支給されます。ただし、「勤勉手当」については、「成績率」によって支給割合に格差を付けることになっています。もし、支給された割合が「100分の64.5未満」だったときなど、納得できない場合は支部の執行委員に申し出て下さい。一時金は12月10日に支給されます。

平成25年12月期一時金に関する協定書

- 1 期末手当
平成25年12月期の支給割合を1.375月とする。
- 2 勤勉手当
(1) 平成25年12月期の勤勉手当の財源の基礎となる支給割合を0.675月とする。
(2) 勤勉手当の成績率は、次表のとおりとする。

成績区分	成績率
特に優秀な職員	100分の135以下
優秀な職員	100分の83.5未満
良好な職員	100分の64.5
良好でない職員	100分の64.5未満